２．相模原事務所のうち研修施設

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用　途	種　類	場　所
研修施設	建物等	神奈川県相模原市

相模原事務所のうち研修施設については、基本方針により、廃止することを決定しております。

⑵　使用しなくなる日

廃止する時期は、基本方針において平成24年度中となっております。

⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

研修施設（当事業年度末帳簿価額：建物等226,141,493円）については、管理研修宿泊棟の一部であることから、廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算定することはできません。

Ⅱ．金融商品の時価等

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公共債等に限定しております。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債及び商工債を保有しており株式等は保有しておりません。

リース債務は、ＰＩＯ―ＮＥＴシステム関係機器等に係るものであり、償還期間は、平成27年３月末迄であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	3,137,137	3,137,137	―
⑵有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	253,140	253,727	587
⑶売掛金	31,930	31,930	―
⑷その他の未収入金	371	371	―
⑸未払金	(361,072)	(361,072)	(―)
⑹未払消費税等	(1,146)	(1,146)	(―)
⑺前受金	(829)	(829)	(―)
⑻預り金	(24,426)	(24,426)	(―)
⑼短期リース債務及び長期リース債務	(416,241)	(416,242)	(1)

㈱１．負債に計上されているものは、(　) で示しております。

２．単位未満は、切り捨てております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴現金及び預金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶売掛金、⑷その他の未収入金、⑸未払金、⑹未払消費税等、⑺前受金、⑻預り金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑼短期リース債務及び長期リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価額により算定しております。

Ⅲ．不要財産の国庫納付等

１．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

現金及び預金（運営費交付金）　　5,836,781,000円

２．不要財産となった理由

平成20年度第２次補正予算において「消費者政策強化対策費」として交付を受けた運営費交付金のうち、平成24年度までの事業執行見込額の見直しにより使用する見込みのないものとして把握した資金が、独立行政法人通則法第８条第３項の規定に該当するため

３．国庫納付の方法

独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付

４．譲渡収入による現物納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

該当ありません。

５．国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当ありません。

６．国庫納付等の額

5,836,781,000円

７．国庫納付等が行われた年月日

平成24年３月15日

８．減資額

該当ありません。

重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は322,695,681円であります。

重要な後発事象

該当する事項はありません。

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）」において、「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討すること」「東京事務所の国庫納付」及び「相模原事務所研修施設の廃止」が決定されております。

また、「独立行政法人制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年１月20日閣議決定）」において平成25年度を目途に当法人の機能を国に移管することが決定されております。